

(別紙)

令和元年10月1日現在



利用料金一覧表(入所)

I 基本料金

サービス別	費目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①介護保健施設サービス費(I)	1ヶ月当たりの施設サービス費						
	1割負担の方の場合	(i)個室	¥701	¥746	¥808	¥860	¥911
		(iii)多床室	¥775	¥823	¥884	¥935	¥989
	2割負担の方の場合	(i)個室	¥1,402	¥1,492	¥1,616	¥1,720	¥1,822
		(iii)多床室	¥1,550	¥1,646	¥1,768	¥1,870	¥1,978

その他の加算(介護保険に関わる費用※1割負担時の金額)

- ②夜勤職員配置加算 1日24円
- ③短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3ヶ月以内) 1日240円
- ④認知症短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3ヶ月以内) 1日240円
- ⑤若年性認知症入所者受入加算 1日120円
- ⑥外泊時費用(1月に6日を限度) 1日362円
- // (施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度) 1日800円
- ⑦ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下) 1日160円
- // (死亡日以前2日又は3日) 1日820円
- // (死亡日) 1日1,650円
- ⑧在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 1日34円
- ⑨初期加算(入所後30日以内) 1日30円
- ⑩再入所時栄養連携加算(1人につき1回を限度) 1回400円
- ⑪入所前後訪問指導加算(I) 1回450円
- // (II) 1回480円
- ⑫退所時等支援加算
 - (一) 試行的退所時指導加算 400円
 - (二) 退所時情報提供加算 500円
 - (三) 退所前連携加算 500円
- ⑬栄養マネジメント加算 1日14円
- ⑭低栄養リスク改善加算(同意日から6ヶ月以内) 1月300円
- ⑮経口移行加算 1日28円
- ⑯経口維持加算(I) 1月400円
- ⑰口腔衛生管理体制加算 1月30円
- ⑱口腔衛生管理加算 1月90円
- ⑲療養食加算(1日3回を限度) 1回6円
- ⑳かかりつけ医連携薬剤調整加算(1人につき1回を限度) 1回125円
- ㉑緊急時治療管理(1月に1回3日を限度) 1日518円
- ㉒所定疾患施設療養費(I)(1月に7日を限度) 1日239円
- // (II)(//) 1日480円
- ㉓認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間を限度) 1回200円
- ㉔認知症情報提供加算 1回350円
- ㉕褥瘡マネジメント加算(3月に1回を限度) 1月10円
- ㉖排せつ支援加算 1月100円
- ㉗サービス提供体制強化加算(I)イ 1日18円
- ㉘介護職員処遇改善加算(I)※1
(1ヶ月当たりの施設サービス費とその他の加算(※2を除く)の合計に3.9%を乗じたものが加算)
- ㉙介護職員等特定処遇改善加算(I)※2
(1ヶ月当たりの施設サービス費とその他の加算(※1を除く)の合計に2.1%を乗じたものが加算)

II 居住費

	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	370円	370円	370円
個室	490円	490円	1,310円	1,640円

III 食費（1日当たり）

	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300円	390円	650円	1,380円

※利用者負担段階

市町村民税 世帯非課税	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者、境界層該当者
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金等の収入額の合計が年額80万円以下の方
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額が80万円超266万円未満の方（第2段階該当者以外の方）
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の方

IV その他の料金（ご希望によります）

種類	料金
診断書	(A) 2,000円・(B) 3,000円
電気器具使用料	1点1日 50円 (1,500円)
理美容代	男性1, 200円・女性1, 100円・丸刈り1, 000円 白髪染め2, 500円・顔そり800円
その他日常生活用品	実費
おやつ代	80円 (2,400円)

※毎月5日までに前月分の請求書を発行いたしますので、その月の20日までにお支払いください。

※お支払い方法は、現金又は銀行振込があります。

※サービス利用開始時に要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いしていただく場合があります。その際は、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。（償還払い）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担を変更します。

I _____ 円 + _____ 円 + _____ 円 + _____ 円 + _____ 円

+ _____ 円 + _____ 円 + _____ 円 + _____ 円 + _____ 円

=合計 I _____ 円

 II _____ 円

 III _____ 円

 IV _____ 円

I + II + III + IV = _____ 円